

事務連絡
令和 8 年 8 月 26 日

神奈川県所在（指定都市・中核市除く）
指定障害福祉サービス（短期入所）事業者代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
(公 印 省 略)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止
等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）における認定事業
者等の認定申請に係る事前準備について（情報提供）

平素より、本県の障がい福祉施策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 6 年 6 月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和 6 年法律第 69 号。以下「**法**」という。）は、本年 12 月 25 日に施行（以下「**法施行日**」という。）されます。法において、対象となる事業者が、学校設置者等（法第 2 条第 3 項）（以下「**義務対象事業者**」という。）及び民間教育保育等事業者（法第 2 条第 5 項）（以下「**認定対象事業者**」という。）と規定されているところ、指定障害福祉サービス（短期入所）事業者については、認定対象事業者に位置付けられます（同項第十八号）。認定対象事業者は、義務対象事業者が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されている場合は、認定申請（任意）によりこども家庭庁長官が認定（以下、法第 21 条第 1 項にいう「共同認定」を併せ「**認定等**」という。）することで「認定事業者等」となり、義務対象事業者と同様の義務が課されるとともに、こども家庭庁のウェブサイト上で公表され「認定事業者マーク」を広告などに使用できます（ただし、認定申請に当たっては、手数料として 1 事業当たり 3 万 1,500 円（電子申請による場合にあつては、3 万円）が定められています（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令第 7 条）が、公設民営の場合（県と指定管理を受けた事業運営者がともに共同認定の申請を行う場合）は手数料納付の対象外です。）。

この認定申請は、法施行日以降に同庁の「こども性暴力防止法関連システム」（以下「**システム**」という。）により行うこととなりますが、認定を受けようとする認定

対象事業者は、システムの利用登録に当たって、事前に取得した「GビズID」を用いてシステムにログインすることが求められます。法施行後速やかに認定申請を行う場合は、犯罪事実確認・防止措置等の各種取組を事前に準備しておく必要がありますので、次に掲げるホームページ（※）を参考に、必要な準備をしてください。

【神奈川県ホームページ】 こども性暴力防止法（義務対象事業者の皆さま向け）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/child-safety-b.html>

（※）このホームページは義務対象事業者向けですが、認定対象事業者に必要な事項も掲載しています。当該ホームページ内の本文におけるリンク「チェックリスト」の2ページ目の認定対象事業者用「こども性暴力防止法の施行までの対応」で必要な準備について御確認ください。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による改正後児童福祉法（令和8年10月1日施行）第33条第1項（一時保護又は一時保護の委託。以下、併せて「一時保護等」という。）の対象として、障害児入所施設等のほか、障害児に対する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所を行う者（認定等を受けたものに限る。）（児童福祉法施行規則（令和8年12月25日施行）等と規定されていることから、一時保護等により児童を受け入れることが想定される短期入所事業者は、特段に御留意ください（認定等を受けていない場合は、2週間以内に限り一時保護を受託することができますが、児童相談所長が所定の事項を確認することとされています。）。）

こども性暴力防止法や具体的な手続きに関しては、それぞれ次の問合せ先に御確認ください。

※ 具体的な手続き等については、当課では回答できません。

【こども性暴力防止法に関する問合せ先】

こども家庭庁 こども性暴力防止法照会窓口

○ 電話 03-5357-1146

（受付時間 9時～17時（土・日・祝日、年末年始を除く。））

○ お問い合わせフォーム (<https://ssl.form-mailer.jp/fms/85b61250877898>)

【GビズIDの取得に関する問合せ先】

デジタル庁GビズIDヘルプデスク

○ 電話 0570-023-797

（受付時間 9時～17時（土・日・祝日、年末年始を除く。））

問合せ先

運営指導グループ（県立施設）

電話 045-210-4705

福祉施設グループ（県立施設以外）

電話 045-210-1111（代表） 内線 5081